

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村 —大野村・大塚村・野原村の史料を中心として—

太田富康

はじめに

文政一〇年（一八二七）、幕府は文政改革に着手、関東全域に警察的支配の強化、経済統制等を目的とした組合村が結成された。この組合村は「改革組合村」「取締改革組合村」などとよばれ、幕府領・旗本領・大名領・寺社領といった領主支配の異同ではなく、空間的なまとまりを基本として編成された。「凡四十五カ村目當」⁽¹⁾の大組合が組合村の一単位として組織され、それは「大小高之増減に隨ひ、三ヶ村五ヶ村」⁽¹⁾を組み合わせた小組合から編成された。小組合には小惣代がおかれ、小組合をまとめ、その中から選ばれた数人の大惣代が組合村全体の統括・運営を行つた。また、組合村の中で「大高之取締宜村」⁽¹⁾を組合村寄場として組合村の中心とし、その村の名主は寄場役人（寄場大惣代、寄場名主）として、大惣代とともに組合村運営の中心となつた。

改革組合村の研究については多くの業績があり、また、具体的な組合村の編成についても、大石慎三郎氏による天保期武藏国全域の

紹介をはじめ、多くの市町村史でもとりあげられている。⁽³⁾しかし、

この編成は文政一〇年の関東取締出役の廻村により、即座になされたとは限らない。関東取締出役からの編成方針に対し、独自の編成を願い出る村々もあり、最終的な編成が遅れる場合もあつた。その背景には、文政改革以前から自衛・治安維持の目的から地縁的に結成された組合村が存在していたことがある。また用水、助郷、鷹場などで結ばれていた組合村もあつた。これら文政改革に先行する組合村の構成や運営の実態、あるいは改革組合村との関係についても研究が重ねられている。⁽⁵⁾

埼玉県下の改革組合村では、熊谷宿北組合、越ヶ谷宿組合と八条領組合、蕨宿組合等について、既存の組合との関係や編成過程での村々の動向が報告されている。熊谷宿北組合では文政一〇年四月二九日に関東取締出役が熊谷宿へ廻村、各村の村役人を集め、組合村の編成を命じた。その後、小組合の組み替えや酒巻村の行田町組合への移動があり、編成の終了は一二月であつた。⁽⁶⁾越ヶ谷宿組合は当初、越ヶ谷宿定助郷加助郷村々の組合せを想定した四七か村（八条

領九か村、松伏領一〇か村、新方領一三か村、越ヶ谷領一四か村)の編成であった。このうち八条領九か村が、八条領三五か村による組合の結成を訴願した。この願が認められ、正式の請書が出されたのは文政一二年(一八一九)五月であった。この八条領組合は從来からの鷹場組合にそのまま重ねたものと考えられている。⁽⁷⁾ 蕨宿組合では芝村(現川口市)の長徳寺が自己の朱印地が改革組合村に編成されることを忌避したため編成が遅れ、長徳寺が編入を承知し組合村が確定したのは文政一一年一一月であつた。⁽⁸⁾ 現在の東松山市域を中心とする下唐子村組合でも請書が提出されたのは文政二二年五月で、二年近くの時間を費している。⁽⁹⁾ また、先行する組合村がそのままひとつの改革組合村に編入された場合(入間郡毛呂七ヶ村組合→毛呂組合、足立郡大門宿他一六ヶ村組合→大門宿組合)と、分断された場合(埼玉郡小久喜村他三八ヶ村組合→杉戸宿組合他五改革組合村に分散)があることが報告されている。⁽¹⁰⁾

このように、先行する組合村ⁱⁱ地域的結合等を理由に、関東取締出役による編成に対する別組合の編成願は各地にあつたものと思われる。文政二年二月、勘定奉行が関東取締出役に出した指示のひとつに「在々村々の内に組合定難渋いたし候村方は、故障の次第書付取置、其儘残置、追て申上候積にて無之村方計、組合定取極可申候事」⁽¹¹⁾とあり、編成の指令が発せられて一年半程が経過したにもかかわらず、いまだ編成の確定をみない改革組合村があつたことがわかる。文政改革における改革組合村の編成過程、先行する組合村との関

係、ひいては近世後期における地域的村落結合の実態やその契機(支配者側からなされたものなのか、あるいは地域から自治的におこったものなのか)といった問題を考えるには、より多くの具体的な事例を知ることが必要である。そこで本稿では、小川村組合に編成された当館収蔵の三か村の史料を紹介し、小川村組合編成以前の地域的村落結合や、その編成過程での村々の動向を追つてみたい。

一 小川村組合と本稿利用史料について

小川村組合は、比企郡小川村(現小川町)を寄場とし、秩父郡九か村、比企郡四八か村、男衾郡一〇か村、計六七か村からなる組合村として成立した(¹²表1参照)。寄場村は交通の要衝で商品流通の結節点である町場におかれることが多かつたが、小川村も例外ではなく、江戸から秩父郡への往来及び八王子から上野国への宿駅で、毎月一・六の日に六斎市のたつ物資の集散地であった。この小川村の存する小川盆地を中心、小川村組合は外秩父山地の山間村落から比企丘陵、江南台地の村落まで広範囲にわたっている。組合村が確定し請書が出されたのは文政二二年三月であつたが、この時点では川越藩領の二か村(比企郡志賀村(現嵐山町)、水房村(現滑川町))が含まれている。しかし、川越藩領は同年に藩領のみでの組合村編成を認められているのでこの二か村もその後、組合村を離れたものと思われる。また、天保一四年(一八四三)には、寄場村の小川村が川越藩領となつて組合村を離れたため、小川村組合は玉川郷(現

表1 小川村組合構成村落 (文政12年)

村名	郡名	現市町村名	領主の分給形態					惣代選出村
			代官	旗本	大名	清水領	寺社	
飯田村	比企	小川町		1				大惣代 増尾村
角山村	比企	小川町		1				
大塚村	比企	小川町		1				小惣代 飯田村
増尾村	比企	小川町		3		1		
腰越村	比企	小川町		4				腰越村
青山村	比企	小川町				1		平村
上古寺村	比企	小川町		1				
下古寺村	比企	小川町		1			1	
平村	比企	都幾川村		1				
雲瓦村	比企	都幾川村		1				
大野村	秩父	都幾川村	1					
櫛平村	秩父	都幾川村	1					
御堂村	秩父	東秩父村		2				大惣代 安戸村
奥沢村	秩父	東秩父村		1				
坂本村	秩父	東秩父村		2				
大内沢村	秩父	東秩父村		1				小惣代 御堂村
皆谷村	秩父	東秩父村		1	1			
白石村	秩父	東秩父村	1		1			
安戸村	秩父	東秩父村		1	1			
本郷村	比企	都幾川村		1				大惣代 玉川郷
日影村	比企	玉川村				1		
五明村	比企	玉川村				1		
別所村	比企	都幾川村		1				小惣代 本郷村
玉川郷	比企	玉川村		2				
鎌形村	比企	嵐山町		1				鎌形村
田黒村	比企	玉川村		1				
根岸村	比企	嵐山町		1				
大蔵村	比企	嵐山町		1		1		
将軍沢村	比企	嵐山町		1		1		
平沢村	比企	嵐山町		1				大惣代 千手堂村
下里村	比企	小川町		1				
遠山村	比企	嵐山町		1				
千手堂村	比企	嵐山町				1		

村名	郡名	現市町村名	領主の分給形態					惣代選出村
			代官	旗本	大名	清水領	寺社	
菅谷村	比企	嵐山町		1				小惣代 平沢村 菅谷村
志賀村	比企	嵐山町		1	1			
太郎丸村	比企	嵐山町			1			
水房村	比企	滑川町			1			
中尾村	比企	滑川町		3				
奈良梨村	比企	小川町		1	1			大惣代 今市村
能増村	比企	小川町		2				
高見村	比企	小川町		3				
今市村	男衾	寄居町		3				
板井村	男衾	江南町		3				小惣代 奈良梨村 板井村
鷹巣村	男衾	寄居町・小川町		1				
千代村	男衾	江南町		3				
小江川村	男衾	江南町		4				
野原村	男衾	江南町		1				
土塩村	比企	滑川町		4				
菅広村	男衾	江南町		1				
柴村	男衾	江南町		1				
塩村	男衾	江南町		1				
越畠村	比企	嵐山町		3	1			大惣代 中爪村
吉田村	比企	嵐山町		4				
古里村	比企	嵐山町		9				小惣代 越畠村
西古里村	男衾	寄居町・小川町		3				
杉山村	比企	嵐山町		1				杉山村
中爪村	比企	小川町		1				
広野村	比企	嵐山町		4				
勝田村	比企	嵐山町		1				
和泉村	比企	滑川町		2	1			
伊子村	比企	滑川町		3				
菅田村	比企	滑川町		1				
上横田村	比企	小川町		2				大惣代 小川村
下横田村	比企	小川町		1				
高谷村	比企	小川町		1				
伊勢根村	比企	小川町		1				小惣代 上横田村
小川村	比企	小川町		1				

村名・小組合わけ・惣代選出村は森田家文書No.488、領主の分給形態は同No.402による。

玉川村) を寄場村とする玉川郷組合と中爪村(現小川町)を寄場村とする中爪村組合とにわけられた。⁽¹⁴⁾

本稿で紹介する当館収蔵史料は小川村組合に属する三か村、すなわち秩父郡大野村(現都幾川村)、比企郡大塚村(現小川町)、男衾郡野原村(現江南町)の史料である。それぞれ郡を異にし、また、

大野村は都幾川上流水源地の山間、大塚村は外秩父山地東縁部の小川盆地、野原村は江南台地というように、その地形・地域も異にする。

大野村の史料は森田洋氏寄託の森田家文書である。大野村は水田がなく畑がちの村で、中心産業が農業よりも林業の村である。特に炭の生産が盛んであった。森田家は近世初頭より代々、名主等をつとめた。⁽¹⁵⁾

大塚村は、寄場村である小川村に隣接し、これまでも小川村と市場出入や境出入をくり返した。この村の史料は東京大学法学部法制史資料室所蔵の「武州比企郡大塚村書類」一五冊、「続武州比企郡大塚村書類」二二冊、「武州比企郡大塚村文書」などである(この標題はあとからつけられたもので原文書の外題等とは異なる)。⁽¹⁶⁾

野原村の史料は杉田秀男氏寄託の杉田家文書である。野原村は稻よりも麦・ソバの適地で農業・養蚕の村であった。また、曹洞宗文殊寺があり二〇石の寺領を有していた。杉田家は江戸中期の分家でこれ以後、村役人に参加した。⁽¹⁷⁾

以上の史料群中には、小川村組合編成に際し、独自の組合村編成

を主張する史料や改革組合村に先行する警察的・自衛的機能をもつた組合村の存在を伝える史料が残されている。小川村組合は、最終的には当初の予定通りの村による編成となつたようであるが、その確定までには一年半余りの時間を要している。

二 大野村等四か村の動向

改革組合村の編成のため、関東取締出役(柑本兵五郎手附脇谷武左衛門、山本大膳手代太田平助・河野啓助、山田茂左衛門手附吉田左五郎)が小川村へ廻村、各村の村役人を集めたのは文政一〇年八月六日であった。このとき集められた村は、この九日後の八月十五日付の廻状で小川村が「其御村々名高井御支配御領主御地頭所御牲名并村御役人方三判之御名前」をとりまとめた村々であろうが、これは最終的に小川村組合に編成される六七か村であったと思われる。⁽¹⁸⁾

大野村では、この廻状が一八日に平村(現都幾川村)から順達され、それに従い村高等を帳面に記して順達したようである。しかし、それは小川村組合に編成されることを承知したことを意味したのではなくたようで、翌一九日には村中寄合が開かれており、この問題が話し合われたものと思われる。そして、その解答は次のようなものであった。

(史料二)

覚 大野村答

私共一村之儀者小組合村々と対談仕御用諸賄之儀何事ニ不依小

組合四ヶ村限り仕度奉存候、御請書之儀も右組合村限り仕度奉
存候、尤右〔小組カ〕合相談之上近々御返事可申上候、以上、

八月十九日

大野村

役人

(森田家文書No.三九七)

すなわち、改革組合村を小組合四か村限りで行ないたいというもの
である。この四か村とは後述する史料からわかるように、大野村、

平村、雲瓦（雲河原）村、柄平村（以上現都幾川村）である。

森田家文書には、村中寄合のもたれた八月一九日付の「御改革一
札控」と題された文書が残されている。これは、関東取締出役から
申し渡され、提出するよう命ぜられた文書の雛形を集めたもので、
朱字で「壹」から「五」までの番号が付されている。すなわち「壹」

は「御取締御改革」の五か条の請書、「式」は結成した組合村の村名・
村高を書き上げる「今般組合村々書上案」、「三」は農間余業者調査
の請書、「四」は「三」の実際の書上、「五」は農間質屋渡世者の届
書である。この雛形をもとに大野村で作製された文書は森田家文書
に残されているが、組合村構成村の連署で出される「式」の文書は、
文政一〇年付で大野村等四か村のみの連署でつくられている。

[史料二]

乍恐以書付奉申上候

今般御取締向御改革ニ付而者、以来御廻先ニ而御召捕ニ相成候

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村（太田）

者又者村方におゐて指揮分共、御取締中并御差立入用之儀、
無宿者組合村々惣高割ニ致し、有宿者仮令他村ニ而召捕或者
村にて差押候とも人別之村方ぢ入用差出、都而村入用多分不相
掛手輕ニ可取計様被仰渡、右ニ付而者以來最寄都合宜様引分、
凡四五拾ヶ村組合ニ相定可書出旨被仰聞、承知奉畏候、則申
合左ニ奉申上候、

伊奈半左衛門支配所

武藏国秩父郡

高式百三拾七石八斗四升九合

牧野駿負知行所

武州比企郡

大野村

高四百拾四石六斗弐升九合六夕

慈光領御朱印地

同州同郡

平村

高百石

牧野駿負知行所

同州同郡

雲瓦村

高五拾四石五升壱合

伊奈半左衛門支配所

同州秩父郡

柄平村

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村(太田)

一八

右御尋ニ付奉申上候、尤書面之通組合定候上者、前書被仰渡
之趣村々取締方ニも相成候儀ニ付、差支無御座候、以上、
仰渡

関東向御取締御出役
山田茂左衛門様御手附
吉田左五郎殿

文政十亥年
大野村
年番名主常右衛門印

組頭儀左衛門
百姓代徳右衛門

平村
年番名主兵左衛門

組頭又兵衛
彦右衛門

柑本兵五郎様御手附

脇谷武左衛門殿

(森田家文書No.四四〇)

この文書が実際に提出されたものかどうかは不明である。また、この文書だけでは單に連署が小組合四か村になつていてるだけで大組合編入に反対していたことはわからない。しかし、史料一での大野村の主張をうけて考えてみれば、この文書もその主張に裏付けられたものと思われる。

これに対し、小川村は八月二九日付で大野村外四か村(朱印地慈光寺領平村を別に一村に数えている)に対し「先般御出役様より被仰渡候 御条目其外取締方書面等之儀ニ付御相談申上度儀御座候間、來四日當方江其御村々御名主様方御入來被下候様」廻状をまわした。⁽²⁴⁾ この「御相談」の内容がいかなるものであつたかは不明であるが九月にはいると大野村等四か村は、あくまで四か村限りで組合を編成するよう訴訟する旨を議定し、各領主や代官に願書を出してゐる。

平村
名主源右衛門
組頭佐七
百姓代又左衛門

大野村
年番名主兵右衛門
年寄七兵衛
百姓代三郎右衛門

(史料三)

為取替議定一札之事

御取締様御改革四拾箇条を以被 仰渡候内、

大組合六拾四ヶ村御定之内、私とも小組合其御村方とも五給
四ヶ村一組ニ相定リ候処、各方一同相談仕候得者、右大組合
に而ハ甚以都合不宜趣小前ともまで申候付、右小組合四ヶ村
限り仕度、今般貴殿方御料所ニも有之候ニ付、四ヶ村限り御
訴訟相頼候処相違無御座候、然ル上者出訴入用等之儀日銀何
程相懸候とも、四ヶ村惣高割合を以壱人一日分銀四匁ツ、尤
臨時入用者帳面之趣ニ隨ひ其時々差出、聊差支申間敷候、依
之議定為取替申処如件、

文政十亥年九月

平村

當名主

兵左衛門印

雲瓦村

名主

源右衛門印

慈光領

平村

名主

伝次郎印

(付箋)
同村ニ而御朱印地百石慈光寺領

都合四ヶ村ニ而五ヶ所

大野村

年寄
清左衛門殿

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村(太田)

(森田家文書No.五二六五)

柄平村
年寄 仁右衛門殿

(史料四)

乍恐以書付奉願上候

武州秩父郡大野村、柄平村役人共奉申上候、此度閑東在々御取
締山田茂左衛門様御手附吉田左五郎様、山本大膳様御手代河野
啓助様・太田平助様、柑本兵五郎様御手附脇谷武左衛門様御儀、
大嶋大和守様御知行所同州比企郡小川村御〔廻カ〕村先江最寄村々并
私共式ヶ村都合六拾四ヶ村被召出、御取締御仁恵之趣被仰渡、
難有奉承伏候、然ル所、右被仰渡御趣意之内ニ、是迄村々取締
方区々ニ而不取締ニ付、已後右小川村を親村と相定、右六拾四
ヶ村組合ニ取極、万事小川村之差図を請、盜賊其外悪事仕候も
の右組合村々ニ而御召捕ニ相成候囚人諸入用ハ組合村々一統割
合出錢可致旨被 仰渡候ニ付、私共村方往古レ組合罷在候
御朱印地天台宗慈光寺領牧野鞍負様御知行所同州同郡平村并右
鞍負様御知行所同州同郡雲瓦村都合四ヶ村組合ニ而諸事御触之
趣ハ勿論、其外不依何事被 仰渡之趣相守、小前之者共江申渡
取計來リ候間、四ヶ村双相談候処、右六拾四ヶ村之内ニハ道法拾
里余も相隔候村方も有之、諸事申談方行届兼候儀も可有之哉、
殊ニ六拾四ヶ村組合之内ニ而盜賊其外惡者共被召捕入用割合出
錢取集メ申來候共、拾里余も相隔候村方も有之候得ハ、其都度

入用之巨細相尋候儀も相成兼、素ち困窮之村方ニ付、此上右様諸雜費相懸り候而ハ何共難渋至極仕候間、何卒御慈悲ヲ以、是迄之通私共式ケ村并右平村雲瓦村都合四ヶ村組合ニ而諸事取計、四ヶ村之内ニ而入用相懸り候儀者四ヶ村割合出錢可仕候間、右之段 御奉行所様江被 仰立被下置度、尤御私領右式ケ村之儀も私とも願同様之義ニ付、銘々御地頭所江願出趣ニ御座候、且又御取締御役人中様御廻村先江被召出候儀ハ遠近ニ不拘其時々即刻罷出御請可申候旨、何分右之趣被 仰立被下置候様奉願上候、以上、

武州秩父郡

大野村

清左衛門^印

同

柄平村

仁右衛門^印

文政十亥年九月

伊奈半左衛門様

御役所

(森田家文書No.三四三一)

ここに、大野村等四か村が小川村組合への編成をきらい、四か村限りの改革組合村を主張した理由があげられている。まず第一に、

旧来からの四か村による組合の存在である。「諸事御触之趣」の他、万事「仰渡之趣」はこの組合で取りはからつてきただとある。第二に、小川村組合が広域にすぎ、四か村の経済的・効率的通交範囲を越えていることである。前述のように小川村組合は三郡にまたがり、地形的にも外秩父山地から比企丘陵、江南台地にわたる。現埼玉県域におかれた改革組合村のうちでも広域にわたるものである。そのなかでも西端の外秩父山地山間に点在する四か村にとつては、十里以上も隔たる村もあり、(1)連絡・相談が行き届かない恐れがある、(2)入用割合に際しても連絡がとりにくく、諸雜費がかかります困窮する、というのである。

すなわち、関東取締出役から設定された改革組合村は、大野村等四か村が様々な要因からつくりあげてきたであろう旧来の組合II地域的結合の範囲に比して広範囲すぎる、ということである。大野村では、助郷、鷹場、用水といった村落結合を示す史料はみられないが、森田家文書中の人別送り・人別引取文書二一八点により通交圈をみてみると、五点以上が残されている村落は、平、柄平、雲瓦(雲河原)の三か村の他、腰越村(現小川町)、玉川郷(現玉川村)、御堂村、白石村(以上現東秩父村)、北川村、南川村(以上現飯能市)である。これらはすべて外秩父山地ないしは谷口に位置し大野村周辺地域である。一方、小川村組合構成村落のうちでも小川盆地以東の村落はほとんどみられない。

この後の大野村等四か村の動向を伝える史料はみられず、文政一

二年三月には小川村組合に編成されている。小組合においても四か村単独ではなく、増尾村（現小川町）外七か村とともに一小組合を編成した。天保一四年以降は玉川郷組合に属した。組合村の範囲が狭まり、条件は良くなつたかと思われるが、それでも「玉川郷江者私共村々迄五里六里相隔殊更他之御支配入混跨居乍恐不弁利之儀度々有之」⁽²⁵⁾という状態で、明治二年（一八六九）、玉川郷組合を離れ、大野村、門平村、白石村、皆谷村、坂本村、大内沢村、奥沢村、御堂村、安戸村（白石村以下七か村は現東秩父村）の九か村で組合を結成した。この九か村は玉川郷組合に編成されていた秩父郡村落の全村であり、外秩父山地に存する。比企郡の平村、雲瓦村とは離れることとなつたが「当九ヶ村之内江寄場相定一ト手ニ御用御取扱」となり、地域の側からの要求を組み入れたものとなつたようである。⁽²⁶⁾

三 比企郡大塚村等「式拾ヶ村組合」の動向

大塚村の「御用日記（文政十年二月ヨリ）」のなかにも小川村組合とは別に独自の組合村編成を願い出ている文書の写二点がある。⁽²⁷⁾

〔史料五〕

乍恐以書付奉申上候

武州比企郡左之村々役人共一同奉申上候、去亥歳秋中閏東御取締御出役様より御改革御仕法被仰聞、御趣意之条々一同難有御儀ニ奉存候、然レ共、村々之儀者小川町親村にて六拾四ヶ村組合之積り被仰聞候得共、左之村々之儀者往古より御領知村々

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村（太田）

江組合ニ而万端是迄治リ來リ候村方ニ御座候、然ル処、此度新規多組合之組込ニ相成候而者、手広之事ニ而万事失費等多く、且者百二十拾給程之村々ニ御座候間諸事示談等も区々ニ而、御趣意之行届方不宜様之儀も御座候而者甚奉恐入候間、何卒私共組合村々之義も先前より之古組之通り別組ニ被仰付被下置候様仕度旨、去冬中奉御伺候處、今般被仰渡候者、小川町親町ニ而者何れ之訛合ニ而難儀之筋有之哉之旨御糺ニ御座候、此段小川町之儀者市場事故人立多諸方より種々人物入込候故万端ニ付在方と違ひ差滞多難儀之筋も度々出来勝ニ御座候間、何卒私共村々之儀者御領知并古来組合之村々先規之通り被仰付候様偏ニ奉願上候、猶委細之儀者口上を以奉申上候、以上、

御領知

村々

名主
組頭代

前書之通り去冬中　御館様御役所江年番惣代増尾村融次郎を以奉願上候通り私共村之儀者旧來より御領知村々ニ御座候所、新規別組ニ相成候儀親子之別レ同様ニ小前末々迄も相心得一同歎ケ敷奉存候間、何卒以御慈悲旧來組合之通り被仰付被下置候様仕度拵而奉願上候、此段御聞済被成下置候ハ、廣太之御憐愍と難有仕合奉存候、以上、

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村(太田)

二三

石黒喜市郎様知行所

武州比企郡

本郷村

名主

六右衛門

与頭(佐左)

左右衛門

百姓代

外他給拾毫給右頼之村々

金田怡三郎知行所

武州比企郡大塚村

名主左兵衛他出二付

文右衛門印

百姓代

六右衛門印

右之趣隣村相談之上願書差出度奉存候間、何卒從當御屋鋪様

清水様御役所江御芳札被成下候様偏ニ奉願上候、以上、

文政十二月

御知行所

大塚村

百姓代

六右衛門

与頭

左兵衛他出二付代

文政十一子年八月

石黒喜市郎知行所

武州比企郡飯田村

名主

利兵衛

組頭

弥三郎

百姓代

藤左衛門

(以下一七か村二二給村役人連署中略)

乍恐以書付奉願上候
八月十八日増尾村より

(史料六)

右村惣代

増尾村

名主 融次郎

腰越村

名主 治兵衛

一点についても同一の写が少し後ろの部分には「文政十一子二月」として収められている。以上から、史料五を記した一時期「文政十一子年」を「文政十二子年」と誤っていたものと考えられる。

このように戸籍五が文政一年二月のものとすると、大塚村をはじめとする村々の動きは次のよう整理される。

文政一〇年八月 関東取締出役小川村廻村、小川村組合編成申付

同 冬中 「先前ち之古組之通り別組」編成の伺い

文政二年一月 別組の理由糺に対し返答

同 八月 関東取締出役に「式拾ヶ村組合」での「用向等」勤仰付を願い出る

このように大塚村をはじめとする村々による別組合編成の動きは大野村等四か村同様、関東取締出役の廻村直後からおこっていたものと思われる。史料五に「私共組合村々之義も」とあるのは大野村等の他の動きをうけての表現であるのかもしねれない。

この動きの中で大塚村と共に別組合を願い出ている村がどこであるのか、史料五からでは具体的には増尾村、本郷村（現小川町）の二か村しか村名があげられておらず不分明であるが、史料六では表2の一八か村がはつきりする（史料中「式拾ヶ村」とあるが、史料六で連署しているのは一八か村で、玉川郷を上・下の二か村としている「急廻状」により、これらの村々が八月一六日に増尾村で寄

合をひらいていることがわかり、史料六の願書もこのときに取り決められたものと思われる。

この村々も、独自の改革組合村を主張する理由は大野村等四か村とほぼ同様である。まず第一に旧来からの組合があり、それによつて「万端是迄治り来」たことである。第二に小川村組合が大きすぎるという点である。それにより失費等が多く、諸事連絡や意志の疎通ができるにくくなり、触の趣意なども行き届きにくくなる、と主張している。また、小川村が親村として不適当な理由は、小川村は市が立ち、諸方から人や物資の集まる町場であるため、他の在方とは違ひがあり、そのため万事につけ支障が多く難儀する、というものである。交通の要地にあり、物資の集散地として町場化している小川村は他の村落とは立場が違い、組合村の代表たりえないというのであり、それ故、より一般的な農村を親村とした別の組合を結成したい、という主張であろう。寄場村の選定につき、幕府と農民との対照的な考え方がここには述べられている。

このように、ここでも組合村として効率的な活動を維持するには小川村組合は広域にすぎ、より小地域である旧来からの組合限りでの編成が望まれている。旧来からの組合は効率的な活動をなしそうな地域的範囲にあり、それは従来の活動での支障のなさが保証している、ということであろうか。

旧来の組合として、史料六にいう「式拾ヶ村組合」の具体的な活動等を知りえる史料は、いまのところ見出していない。ただ、この

構成村のうち、領主を異にする、より小地域の村落の動きを伝える史料は一、二みられる。玉川郷(上玉川郷、下玉川郷)、日影村、五明村(以上現玉川村)の三か村では文化二三年(一八一六)、各給八人の名主連署で、無宿人等の狼籍等に対するため、治安取締・自衛に関する議定をとりかわしている。⁽⁴⁹⁾また、大塚村、角山村、飯田村、増尾村(以上現小川町)の四か村では榛名山の神水押借や柄本での雨乞祈禱修行を共同で行っている。

表2 「式拾ヶ村組合」構成村落		
	村名	領主
1	飯田村	石黒喜市郎知行所
2	大塚村	金田怡三郎知行所
3	角山村	黒田豊前守領分
4	腰越村	本目帶刀知行所 細井藤左衛門知行所 阿野長重郎知行所
5	下古寺村	肥田重郎兵衛知行所
6	上古寺村	清水御領知
7	日影村	清水御領知
8	別所村	鳴田藤左衛門知行所
9	本郷村	石黒喜市郎知行所
10	五明村	清水御領知
11	玉川郷	清水御領知 内藤小膳知行所 安藤次右衛門知行所
12	鎌形村	金田怡三郎知行所
13	田黒村	金田怡三郎知行所
14	根岸村	鳴田藤重郎知行所
15	将軍沢村	清水御領知
16	大蔵村	清水御領知 石黒喜市郎知行所
17	千手堂村	清水御領知
18	増尾村	清水御領知

史料六より作製、領主欄も史料六の表記による。玉川郷は各領主給に上・下にわかつて村役人がおり、連署している。

れているほか、千手堂村（現嵐山町）は一村のみ他の小組合に編成され、大惣代をつとめている。

四、男衾郡野原村等八ヶ村組合

〔史料七〕
〔表紙〕
「文化十三丙子年
八ヶ村議定書
二月日 野原村」

小川村組合には男衾郡からも一〇か村が構成村として編成されているが、当館収蔵の野原村杉田家文書には、大野村や大塚村のように小川村組合編成過程での動向を伝える史料は残されていない。しかし、文政一〇年の改革組合村以前に結成されていた防火防犯等、治安取締・自衛を目的とした八ヶ村による組合議定書が残されているので紹介したい。構成村は表3のとおり、男衾郡七ヶ村、比企郡一ヶ村で野原村の文殊寺領二〇石を除き、すべて旗本領の村々である。

	村名	領主
1	野原村	前田金三郎知行所、文殊寺領
2	土塩村	阿部甚三郎知行所 西山重右衛門知行所 細井藤左衛門知行所 安藤次右衛門知行所
3	菅広村	設楽金五郎知行所
4	小江川村	大久保金之丞知行所 内藤主馬知行所 中野七太夫知行所 青山定之丞知行所
5	板井村	亀井与十郎知行所 長塙長五郎知行所 牛奥鉄五郎知行所
6	塩村	菅沼政吉知行所
7	柴村	奥村治郎九郎知行所
8	千代村	折井市左衛門知行所 本田数馬知行所 田中市郎右衛門知行所

史料七より作製、領主欄は森田家文書
No.402「御改革村々連名帳」による。

議定書面之事
一御公儀様御法度之儀従前ニ不限何事ニ被仰渡候趣急度相守
可申事

一浪人躰之者之事

一諸勸化之事

一変死人之事

一長脇差を帶候者之事

一村々取締方之事

一組合村ニ而公事出入之事

右者七ヶ条之趣具ニ帳面ニ仕立當番方ニ預り置、尤順番相勤
可申候、依之村々江取置議定書仍而如件

文化十三丙子年二月日

野原村
名主
丈右衛門印
組頭
浅右衛門印
百姓代
新左衛門印

同村寺領

名主

組頭(アキ) 源 藏

亦右衛門

印

(以下、土塙村四給、菅広村、小江川村四給、板井村三給、塩

村、柴村、千代村三給、各村役人連署中略)

村高百八拾石也

外ニ式拾石 寺領

二口百 式百也

(杉田家文書No.一〇)

〔史料八〕

(表紙)
文化十三年二月

八箇村議定書面

野原村

議定書面之事

一御公儀様御法度之儀、従前ニ不限何事ニ被仰渡候趣、急度相
守可申候事
一近年浪人躰之者數多、村役人江相掛止宿合力を乞、其上格別
ねだりケ間鋪儀申者有之候ニ付、村々甚致難儀候、右ニ付此
度八ヶ村及相談ニ、以來右躰之者ニ止宿・合力決而致間鋪趣
一組合村内ニ而無拵儀出来公事出入ニ相成候節ハ、訴答外村役
相究候、併老躰又ハ病身成者ニ相見江候ハ、少々之合力ハ
致可差遣候事

一組合於村内ニ何国之者共相知れ不申変死人有之候ハ、其村
より組合村江早速及沙汰ニ、村役人打寄リ御法式ニ取計可申
候、併其節之始末ニより御公儀様并 御地頭所様江御訴申
上、奉御檢使請候節ハ、入用何程相掛リ候共、八ヶ村面高半
割合を以一同出錢急度可致候事

一近年長脇差を帶候者所々ニ而狼籍ヲ働、剩去年中隣村抔ニ而
人をあやめ或ハ押借をいたし其村々悉及難儀候、右躰之者共
何方ニ徘徊いたし候哉、いまた所々ニ而致狼籍を候由相聞候、
依之此度八ヶ村及相談ニ致一同候上ハ、已來組合村江長脇差
を帶候者來リ、右様之儀出来候ハ、其村内ニ竹貝を吹立駆
集リ搦捕、組合村江早速及沙汰ニ村役人打寄リ相談之上 御
公儀様江差出可申候、其節入用之儀ハ前書之通り八ヶ村面高
半割合ヲ以出錢可致候、然上ハ已來組合村内ニ長脇差を帶し
不法者之交りを致候者有之候而ハ御上様并世江対し其村内
ハ不申及組合村一同議定ニ相抱り候間、役前小前共ニ是又急
度相心得可申候事

人打寄り双方利解承糺済方手段申入出入ニ不相成様取計可申候、然上ハ訴答之者急度致内済 御公儀様并御地頭所様江御苦難不被相懸様是又急度相心得可申候事

右之趣此度議定相究候上ハ、御法度之趣、急度相守組合村より不法之者出来不致様可相心得候、万一心得違之者有之長脇差を帶シ候者抔ニ相交り候者出来候ハ、其村役人も再応異見差加心底為取直可申候、其上村役人よりも申聞候趣不相用弥ヶ上不法相募リ候ハ、其儘ニ不捨置、夫々 御地頭所様江御訴申上可奉御下知請候、前書之通り村方取締專一二役前小前共ニ急度相心得可申候、依之議定違變為無之連印書面仍如件

文化十三年二月

丈右衛門
兵右衛門印

(以下四八名連署中略)

文殊寺

源 藏印

又右衛門印

(以下五名連署中略)

紙數拾七枚表紙共二

(杉田家文書No.三〇)

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村(太田)

史料七は議定内容七か条の「八ヶ村議定書」であり、史料八は七か条の具体的な内容と野原村惣百姓の連印である。その内容である公儀法度の順守、狼人躰の者の取締りなど、関東取締出役の設置・行政改革で幕府が村々に求めてきた内容と重なる。また、同年に玉川郷、日影村、五明村でつくられた前述の議定書の内容とも重なるものである。文化一三年段階に治安取締りを目的とした組合村が編成される動きが広範にあつたものであろうか。

いずれにせよ、この組合は小川村組合に編成される男衾郡一〇か村のうち七か村を占め、文政二二年三月には比企郡土塩村(現滑川町)を含め、すべてひとつ的小組合に編成される(他に比企郡三か村と男衾郡今市村(現寄居町)を加え全二三か村の小組合)。その編成・目的から小川村組合につながる組合といえよう。

五 まとめー先行する組合村と改革組合村編成

以上、最終的には小川村組合に編成される三か村三地域の史料から文政改革の改革取締組合村編成に先行する組合の存在と、その組合を基として独自に組合村を編成しようとする動向を紹介した。男衾郡の江南台地を中心とする地域では、文化一三年に治安取締りを目的とした八ヶ村組合が結成され、同年同様の議定が比企郡玉川郷、五明村、日影村の間でもなされている。この玉川郷等三か村は、より広域な「式拾ヶ村組合」を、また、外秩父山地の山間村では大野村等四か村が旧来から組合をつくっていた、と主張されている。

これらの組合は文政一二年三月の小組合編成では、それ単独で小組合を編成することはなく、他の村々と組み合わされたり、分轄されたりしている。これに対し、文政一〇年段階での小組合編成案と思われる史料として野原村杉田家文書中の改革組合村村高帳がある。これは、前述した文政一〇年八月一五日付の小川村からの廻状で村名・村高・支配領主・地頭名・村役人三判・名前をまとめた結果のものと思われ、柴村（現江南町）から野原村まで六七か村が記されたあとに次のような記載がある。

〔史料九〕

武藏国比企郡	増尾村外四ヶ村
同国同郡	日影村外四ヶ村
同断	鎌形村外四ヶ村
同断	千手堂村外三ヶ村
同断	上横田村外三ヶ村
同断	奈良梨村外三ヶ村
同断	越畠村外三ヶ村
同断	中爪村外三ヶ村
同断	志賀村外四ヶ村
同国秩父郡	安戸村外八ヶ村
同国同郡	大野村外三ヶ村
同国男衾郡	柴村外八ヶ村

(後略)

(杉田家文書No.八四)

この村々の編成が何を意味するのかについての記述は一切なく不明であるが、文政一〇年段階で既にあつたまとまり、あるいはつくろうとしたまとまりのいずれかではある。後略した部分には、ひとつまとまりを代表している村（たとえば「増尾村外四ヶ村」の増尾村）の支配と村役人の書上が記されており、彼らに小惣代的な役割を期待し、小組合的なまとまりを考えていたのではないだろうか（一二名中八名が文政一二年には大惣代あるいは小惣代となつてゐる）。大野村が四か村限りの組合を主張した際、「右大組合三而ハ甚以都合不宜趣小前ともまで申候付、右小組合四ヶ村限り仕度」とある「小組合四ヶ村」が、ここにある「大野村外三ヶ村」に該当する。するとすれば、この村々の編成は当初の小組合案であった可能性もある。

いずれにせよ、史料九にみられる村々のまとまりは構成村落が少く、地域的まとまりが強いといえる。文政一二年には、一小組合平均九・五か村（最高一三か村、最低五か村）であるのに対し、このときは平均五・二か村（最高九か村、最低四か村）である。そして史料九のまとまりの方が、改革に先行する組合村に近い。「外何ヶ村」とされている中にはいる具体的な村名は記載されていないが、前半部の村高等書上の順序や地理的位置から、ある程度の推定はできる。「大野村外三ヶ村」は大野村、雲瓦（雲河原）村、平村、櫛平村の四か村、「柴村外八ヶ村」は先にみた「八ヶ村組合」を中心とした村々、「日影村外四ヶ村」は文化二三年に議定をかわしている玉川

郷、日影村、五明村に本郷村、別所村（現小川町）を加えたものではなかと思われる。

このように、地域での村落結合の規模からすると小川村組合は広域にすぎ、大野村等四か村のように小組合のみの別組合編成の要求がでたのであろう。これに対し、大塚村等の「式拾ヶ村組合」は比較的広域であり、史料九の「増尾村外四ヶ村」「日影村外四ヶ村」「鎌形村外四ヶ村」を中心とした村落である。これについては大塚村と小川村との境争論や市場争論も指摘されており、⁽³⁴⁾ 小川村を排除した大組合の指向といえるかもしれない。より緊密な地域結合は史料九にあるまとまりや玉川郷等三か村といった小地域範囲であったのであろうか。

しかし、別組合を編成する動きは実ることなく、最終的には当初からの六七か村で小川村組合は編成された。幕府が寄場村や寄場役人にもとめていた要求からすれば、小川村は欠くことのできない存在であつたであろう。辺鄙な山寄・浦方で隣村と特別に距離が隔つてゐる村々は一か村あるいは二、三か村限りの改革組合村でもかまわないと幕府は指示しているが、大野村等四か村のうちに寄場をおくことは、すでに指摘されている寄場をつなぐ交通網の再編といった意図を含め、幕府が寄場村に期待する目的にはずれてしまふことになるのであろう。小組合編成も、既ね史料九のまとまりを二つずつ組み合わせたようになり、大野村等の要求とは更に離れたものとなってしまったのである。

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村（太田）

おわりに

本稿では、小川村組合というひとつの改革組合村の編成過程でのいくつかの史料を紹介するのに終始した。現在の私には、その分析や評価をなすだけの方ではなく、このような形となつたが、今後の組合村研究の参考として史料を紹介するだけでも無意味ではないであろうと考え、掲載した次第である。ただ感想としてのべれば、小川村組合の場合、外秩父山地山間村から比企丘陵、江南台地と、地形的にも異なる広い地域にわたっていたため、地域的な差が大きく、大組合はもとより、小組合でも、自成的な地域結合よりも広範囲なものとなつたのではないか。特に大野村のような山間村にとつては、改革組合村は上から設定された支配機構であり、生活上の効率的地域範囲とは離れたものという意識が強かつたのではないだろうか。天保一四年（一八四三）、小川村が川越藩領となつて組合村を離れた際、別の寄場村をたてて継続するのではなく、玉川郷組合と中爪村組合に分割され、あるいは、明治新政府下で大野村等が即座に玉川郷組合から分離するのも、地域的結合の実態と改革組合村編成とのあいだにズレがあり、それがこのような組合村の分割に影響したのかもしれない。また、これらのことは小川村組合の固有事例であり、改革組合村一般に普遍される事象ではないのかかもしれない。このように推測しか述べることのできない現状であるが、これら の課題を念頭におき、今後も史料に向かいたいと思う。種々、御叱責、御教示をいただければ幸いである。

最後になりましたが、本稿執筆に際し、御指導をいただきました重田正夫氏をはじめ、史料所蔵者の方々に御礼申し上げます。

注

- (1) 「地方落穂集追加」(『日本經濟大典』第二十四卷)
- (2) 森安彦氏「文政改革と関東農村」(村上直氏編『論集関東近世史の研究』)に研究史がまとめられている。
- (3) 大石慎三郎氏「武藏国組合村構成について」(同氏著『近世村落の構造と家制度 増補版』御茶の水書房、一九七六年)
- (4) 埼玉県内では『東松山市の歴史 中巻』、『戸田市史 通史編上』、『三芳町史 通史編』、『和光市史 通史編上巻』、『新座市史 第五卷通史編』、『浦和市史 通史編II』、『大井町史 通史編上巻』などに文政改革についての記述が多い。
- (5) 川村優氏「近世における組合村の存在とその性格—上総・下総両国の数例を中心として—」(『史学雑誌』第七三編第一一号、一九六四年一一月)、「上総国における改革組合村の始源」(『日本歴史』第二三八号、一九六八年三月)、「文政十年の改革組合村編成以前における村方の動向—上総国武射郡地方の一動向を中心にして—」(同氏編『論集房総史研究』、名著出版、一九八二年)、根崎光男氏「房総における組合村体制の展開過程」(『千葉県の歴史』第一八号、一九七九年八月)、高橋実氏「改革組合村制の展開過程」(『茨城県歴史館報』第五号、一九七八年)、篠崎利男氏「御改革組合結城町外一八ヶ村について—中島村を中心にして—」(『小山市史研究』第三号、一九八一年)など
- (6) 川田純之氏「改革組合村の内部構造の検討—武藏国熊谷北組合の場合—」(『史学』第五六卷四号、一九八七年二月)
- (7) 本間清利氏「文政改革組合村—武州越ヶ谷地域を中心として—」(『埼玉研究』第一五号、一九七四年)
- (8) 『戸田市史 通史編上』(一九八六年)、寺社領では他にも同様

の動きがみられる。芝増上寺が有名だが(長谷川伸三氏「文化・文政期増上寺領の村方騒動と改革の展開」(『日本史研究』一二号、一九七〇年))、県内では足立郡倉田村(現桶川市)明星院領の関係史料が、石井昇氏『文政改革の研究』(一九七八年)に紹介されている。また長徳寺領関係史料は『新編埼玉原史 資料編17—近世8』に収録されている。

『東松山市の歴史 中巻』

(9) 秋葉直美氏「北武藏における組合村の編成に関する一考察」(『埼玉地方史』第二〇号、一九八七年二月)

注(1)

大野村や大塚村の史料中には「都合六拾四ヶ村」「六拾四ヶ村組合」などの表現がみられる。しかし、文政一〇年の連名帳(杉田家文書No.八四)でも、文政一二年の連名帳(森田家文書No.四〇二)小組合編成の村名書上(森田家文書No.四八八)でも六七か村で村の異同もないので六七か村が正しいものと思われる。また、小川村についても史料によつては「小川宿」「小川町」とよばれているが、本稿では「小川村」「小川村組合」で統一する。

『角川日本地名大辞典11 埼玉県』(一九八〇年)

(10) 当館『文書館報』第三号(一九七六年)第四号(一九七七年)玉川村小沢文雄家文書No.七四六「元小川村組合組分け御請証文」当館収蔵文書目録第一八集『森田家・野口家文書目録』(一九八二年二月)解説

(11) 玉川村小沢文雄家文書No.七四六「元小川村組合組分け御請証文」当館収蔵文書目録第一八集『森田家・野口家文書目録』(一九八二年二月)解説

(12) 同上

(13) 同上

(14) 同上

(15) 同上

(16) 同上

(17) 杉田家文書解説

(18)

(29)

玉川村堀口至彦家文書No.二六七
為取替申議定証文之事

東京大学法学部法制史資料室所蔵埼玉関係文書No.C三九四、この文書名・番号は当館の複製本のもので、法制史資料室での文書名・番号は「武州比企郡大塚村書類 御用日記」甲2-1199である。以下、この文書群については「東大法制史C○○○、甲○一〇」のように表記する。

注(18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29)
注(12) で述べたように、文政一〇年と一二年の村々連名帳があるが、どちらも同じ六七か村である。

森田家文書No.二五三三、二五七九
森田家文書No.二五三三、二五九
森田家文書No.二五三三、二五九
「壹」→No.四四四、六二三、「弐」→四四〇、四四一、「四」→No.三三一、四三九、四四一、「五」→No.三三三三、四四三
森田家文書No.三九七
森田家文書No.七二七七
森田家文書No.六五八

東大法制史No.C三九四、甲2-1199
急廻状

其後者不得貴意候得共、皆々様御勇健可被遊御座大慶ニ奉存候、然者御改革御出役様近々御出之御様子承知仕候、兼々御頼之一条ニ付御相談申度儀御座候間、乍御苦勞様來ル十六日御出会被下候様奉希候、委細拝面ニ万々可申上候、以上
〔文政十一年〕八月十三日

文化拾三子年四月
内藤主膳様御知行所
上玉川郷
名主兵助印
(以下名主七名連署後略)
東大法制史No.C三九四、甲2-1199、文政一〇年六月一七日、同
一二年四月一〇日
(30) 文化一二年(一八一五)時点において、関東取締出役の指示に
もとづき、上総国市原郡村々では組合村の編成が行われた事例
が指摘されている(川村優氏注(5)論文「上総国における改革組合村の始源」)
森田家文書No.五四六五
史料九の村数を合計すると六二か村で五か村たりない。この平均は六二か村の今までの計算である。たりない五か村でもうひとつまとまりをつくったとすると平均は五・二か村、つくらないとすると五・六か村である。

飯田村
大塚村
角山村
能増村
増尾村
名融治郎

右村々御役人衆中様

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村(太田)

(36) (35) (34)

文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村（太田）
石井昇氏『文政改革の研究』

注(1)
山中清孝・渡辺和敏氏「関八州改革組合村寄場および市場定日
について」（『近世史叢』創刊号、一九七五年一二月）